

一般社団法人 日本高気圧環境・潜水医学会
高気圧酸素治療技術部会 会則施行細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本高気圧環境・潜水医学会高気圧酸素治療技術部会(以下「本部会」という)会則第7章第20条の規定により、本部会の管理運営及び業務の細部について、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 常任幹事会

(議決事項)

第2条 常任幹事会の決定を得て本部会の業務事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業計画、決算
- (4) 会則変更
- (5) 許認可等関係
- (6) 会長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 本部会運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 委員会の設置及び解散
- (11) 契約
- (12) 寄付金募集に関する事項
- (13) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (14) その他法人の業務に関する重要事項

(報告事項)

第3条 常任幹事会へ報告すべき本部会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施する検査又は調査結果 改善指示がある場合はその改善状況
- (3) 本部会会則第12条の専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(常任幹事会の招集)

第4条 常任幹事会を開催するときは、書面をもって招集日7日前までに各常任幹事に通知するものとする。

2 前項書面には、提出議案及び報告案件書を添付するものとする。

(常任幹事会の開催)

第5条 常任幹事会は、本部会会則第12条の規定を準じ 同7項の常任幹事数をもって成立を満たすものとする。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要あるとき、顧問又は関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明又は意見を求めることができる。

(欠席常任幹事への報告)

第7条 会長は欠席した常任幹事に議事の概要及び議決結果を記録した書面を常任幹事会終了後14日以内に送付するものとする。

第3章 幹事会

(幹事会の招集)

第8条 幹事会を開催するときは、書面をもって招集日7日前までに各幹事に通知するものとする。

2 前項書面には、提出議案及び報告案件書を添付するものとする。

(幹事会の開催)

第9条 幹事会は、本部会会則第13条の規定を準じ 同7項の幹事数をもって成立を満たすものとする。

(審議事項)

第10条 幹事会の審議を得て行う本部会の業務事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな業務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業計画、決算
- (4) 会則変更
- (5) 許認可等関係
- (6) 会長の任免その他重要な人事
- (7) 基本財産の処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 本部会運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 委員会の設置及び解散
- (11) 契約
- (12) 寄付金募集に関する事項
- (13) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (14) その他法人の業務に関する重要事項

2 常任幹事会は前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ幹事の意向を聞かなければならない。

(報告事項)

第11条 幹事会へ報告すべき本部会の業務は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 行政官庁が実施する検査又は調査結果 改善指示がある場合はその改善状況
- (3) 本部会会則第12条の専決した事項
- (4) その他役員から報告を求められた事項

(関係者の出席)

第12条 会長は、必要あるとき、顧問又は関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明又は意見を求めることができる。

(欠席幹事への報告)

第13条 会長は欠席した幹事に議事の概要及び議決結果を記録した書面を幹事会終了後14日以内に送付するものとする。

第4章 役員

(幹事)

第14条 幹事の総数は、本部会常任幹事会が定める。

(幹事の選任)

第15条 会長は、幹事の任期満了直前に常任幹事会に次期幹事の候補者名簿を提出し、常任幹事会の同意を得たうえで、選任された幹事に委嘱状を交付しなければならない。

- 2 委嘱状を交付された幹事は、14日以内に就任承諾書に印鑑登録証明書、身分証明書、申立書及び履歴書を会長あてに提出しなければならない。ただし、再選の幹事にあつては、就任承諾書及び申立書とする。
- 3 幹事候補者は、第16条の規定による要件を満たした者が幹事の推薦状を添えて会長に願ひ出るものとする。
- 4 選任した幹事を、学会誌およびホームページに掲載する。

(要件)

第16条 幹事候補者が具備すべき要件は、次のとおりとする。

(1) 日本高気圧環境・潜水医学会、および本部会の会員であり、かつ会費を完納していること。

(2) 最近5年間に次に示す高気圧酸素治療に関連するいずれかの実績があること。

- ① 日本高気圧環境・潜水医学会の高気圧酸素治療技師の認定資格がある
- ② 高気圧酸素治療の臨床経験
- ③ 日本高気圧環境・潜水医学会(旧日本高気圧環境医学会)学術集会または地方会への参加または発表
- ④ 幹事会が認定した他の学会・研究会への参加または発表
- ⑤ 高気圧酸素治療安全協会主催の講習会への参加
- ⑥ 日本高気圧環境・潜水医学会機関誌(学会誌)等の医学雑誌での誌上発表
- ⑦ 医育機関(大学、短大、専門学校等)での教育活動
- ⑧ 日本高気圧環境・潜水医学会(日本高気圧環境医学会を含む)または地方会、本部会または支部の役職もしくは委員
- ⑨ 他の学会・研究会等の学術団体の役職
- ⑩ 日本看護協会、日本臨床工学技士会等の専門職団体の役職

(3) 幹事選出の事業年度において、満65歳未満であること

(退任)

第17条 やむを得ない事由により、任期の途中において退任しようとするときは、あらかじめ会長に書面で届出るものとする。

- 2 正当な理由無く連続2年間にわたり幹事会を欠席した者は、次期の審査を受ける資格を喪失する。

(欠員の補充)

第18条 任期途中における欠員又は増員による補充は、第15条の規定に準じ取扱うものとする。

(常任幹事)

第19条 常任幹事の総数は、地区ごとの会員数や本部会運営等を考慮し、常任幹事会が決定する。

第20条 地区は次の7地区とする。

(1) 北海道

(2) 東北「青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島」

(3) 関東「東京、神奈川、埼玉、千葉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野、新潟」

(4) 中部「富山、石川、福井、愛知、岐阜、静岡、三重」

(5) 近畿「大阪、京都、兵庫、滋賀、奈良、和歌山」

(6) 中国四国「岡山、広島、鳥取、島根、山口、徳島、香川、愛媛、高知」

(7) 九州「福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄」

(常任幹事の選任)

第21条 会長は、常任幹事の任期満了直前に幹事会に次期常任幹事の候補者名簿を提出し、幹事会の同意を得たうえで、選任された常任幹事に委嘱状を交付しなければならない。

2 選任した常任幹事を、学会誌およびホームページに掲載する。

(要件)

第22条 常任幹事候補者の要件は、任期中の幹事であること。

(退任、欠員の補充)

第23条 前項、第17条、第18条の規定に準ずる。

第5章 雑則

第24条 附則

この規程に定めるもののほか、変更及び必要な事項は、その都度常任幹事会の議決を経て定める。

2 この規程は、平成23年10月27日から施行する。